

■ 風水害・土砂災害発生時の対応マニュアル

「山口県土木防災情報システム」や「山口県土砂災害警戒情報システム」の情報から、被害が想定される場合は、前日までに対応方針を管理職等（校長、教頭、事務長、健康部長、生徒部長、教務部長）で協議し、生徒・保護者に周知する。

メールによる緊急連絡やWebを活用

1 災害発生危険度が高い場合、最新気象情報を定期的に確認
(山口県土木防災情報システムWebページを活用)

2 管理職等（校長、教頭、事務長、健康・生徒・教務部長）の緊急協議

3 校長（責任者）の指示事項 及び 対応の情報共有

■ 基本的な対応

警報等	授業	対応
・大雨警報 ・記録的短時間大雨情報 ・土砂災害危険度情報（警戒レベル3以上）	中止	①午前6時の時点で警報等が発令され、生徒の登校に危険が想定される場合は、緊急メール等で生徒・保護者に休校または自宅待機の指示を連絡する。なお、事前に想定できる場合は、前日に連絡する。
	実施	①天候の回復により警報等が解除される見込みがある場合は、緊急メール等で生徒・保護者に自宅待機の指示を連絡する。 ②警報等の解除後、管理職等が協議の上、授業の実施が可能と判断した場合は、緊急メール等で生徒・保護者に登校の指示を連絡する。

大雨警報等は発令されていないが、保護者等から安全に登校することが困難であると申し出があった場合は、担任等が状況を確認するとともに、自宅待機を指示する。

即時校対応

3 校長（責任者）の指示事項 及び 対応の情報共有

■ 基本的な対応

警報等	授業	対応
・大雨警報 ・記録的短時間大雨情報 ・土砂災害危険度情報（警戒レベル3以上）	実施	①災害発生危険性が高まっている場合、管理職等が気象情報を定期的に確認する。 ②警報等が発令され、生徒の下校に危険が想定される場合は、管理職等が協議の上、休校を決定する。状況に合わせて、生徒に下校または避難場所への移動を指示するとともに、緊急メール等で保護者に休校の決定を連絡する。

【お願い】

- 休校等に関する連絡は、緊急メールや本校Webページ等で行いますので、定期的な確認をお願いします。
- 自然災害等の発生の可能性がある場合は、Webページ「山口県土木防災情報システム」を基に、定期的に気象情報を確認してください。
- 災害時の緊急連絡の方法として、「災害用伝言ダイヤル（171）」の活用をご検討ください。

■ 台風等暴風発生時の対応マニュアル

在宅時
メールによる緊急連絡やwebを活用

1 最新気象情報の確認
 (山口県土木防災情報システムWebページを活用)

2 管理職等(校長、教頭、事務長、健康・生徒・教務部長)の緊急協議
 (被害が想定される場合、前日までに対応方針を協議し生徒・保護者に周知)

3 校長(責任者)の指示事項及び対応の情報共有

■ 基本的な対応

警報等	授業	対応
・ 台風接近 ・ 暴風警報 ・ 竜巻注意情報	中止	① 台風接近の可能性が高い場合は、前日までに生徒・保護者に休校の決定を連絡する。 ② 午前6時 の時点で暴風警報等が発令され、生徒の登校に危険が想定される場合は、緊急メール等で生徒・保護者に休校の決定を連絡する。
	実施	① 午前6時 の時点で暴風警報等が発令されているが、天候が安定している場合は、管理職等が状況を見定めながら、緊急メール等で生徒・保護者に自宅待機等の指示を連絡する。

□ 暴風警報等は発令されていないが、保護者等から安全に登校することが困難であると申し出があった場合は、担任等が状況を確認するとともに、自宅待機を指示する。

在校時
即時校対応

3 校長(責任者)の指示事項及び対応の情報共有

■ 基本的な対応

警報等	授業	対応
・ 台風接近 ・ 暴風警報 ・ 竜巻注意情報	中止	① 警報等が発令され、災害発生の危険性が高まっている場合は、管理職等が協議の上、休校を決定し、生徒に下校を指示するとともに、緊急メール等で保護者に連絡する。 ② 状況により、安全な避難場所に移動・待機するよう生徒に指示する。
	実施	① 管理職等が気象情報を定期的に確認する。

【お願い】

- 休校等に関する連絡は、緊急メールや本校Webページ等で行いますので、定期的な確認をお願いします。
- 自然災害等の発生の可能性がある場合は、Webページ「山口県土木防災情報システム」を基に、定期的に気象情報を確認してください。
- 災害時の緊急連絡の方法として、「災害用伝言ダイヤル(171)」の活用をご検討ください。